

()内は意見番号		備考
地元住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・地元は槇尾川ダムに賛成している。 ・地元は用地買収に協力している。 ・安全な暮らしや地域の発展のため、槇尾川ダムの事業推進を要望する。 (2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18) (19)(20)(21)(22)(23)(24)(25)(26)(27)(28)(29)(30)(32)(33) (34)(35)(36)(37)(38)(39)(40)(42)(43)(44)(45)(46)(48)(51) (52) ・近年各地において大きな水害が発生しており、槇尾川流域でもまたいつ、そのような水害が起こるか分からない。我々住民の安全で快適な生活と地域の発展への願いをくみ取って欲しい。 (3)(4)(9)(10)(18)(20)(33)(35)(43) (56)(57) ・当地域では過去の大雨による河川増水によって何度か一部住民の避難が行われており、消防団も出動している。一部地域外の住民による反対運動もあるが、もしもの時には責任が取れるのか。(31) ・反対する人は緑を守って下流の者が被害にあってもいいのか。(42) ・大阪府では河川改修とダム建設の一体での治水対策が実施されているが、ダム建設事業は上流域、下流域の住民の生命・財産を守り、安全で快適な生活を実現するための根本であり、必要不可欠な事業である。(56)(57) ・豊かな自然に恵まれた横山においてダムが建設されることにより、周辺の自然を活かした諸整備が行われることは、広く和泉市民にも多くの憩いと安らぎの場を提供するとともに横山地域の発展に寄与するものと期待する。また、住民自身としてもより良いふるさとづくりに取り組みたい。(57) 	<p>意見番号2番ほか45件</p> <p>意見番号3番ほか10件</p>
地元市町・自治会等	<ul style="list-style-type: none"> ・我々市・町域を流れる槇尾川流域では古くから大きな水害に見舞われており、昭和57年の台風10号の豪雨では浸水家屋530戸、浸水面積約11ha、護岸崩壊26ヶ所など、槇尾川沿川各地で大被害を蒙った。(55)(56)(57) ・槇尾川は今後も大雨によって氾濫を起こす可能性が非常に高いので、平成12年度には河川整備計画が策定され、槇尾川の河川改修を行うとともに、抜本的な治水対策として槇尾川ダムの建設が計画された。(55) ・槇尾川では河川改修が引き続き行われ、槇尾川ダムでは、平成13年度からは工事用道路の用地買収、工事に着手され、平成15年度からはダム本体及び貯水池部の用地取得が進められている。(55) ・流域市・町としては、槇尾川の氾濫による被害が計り知れないものであることを鑑み、河川改修、ダム建設という槇尾川流域一体の治水対策の早期完成を切望している。(55)(56) 	

		()内は意見番号	備考
治水	1 ダムによる治水効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 榎尾川ダムの流域面積は板原橋基準点からの榎尾川流域に対して6%程度(大津川水系全体に対する流域面積の3%)しかカバーできず、ダムによる治水効果を発揮できるのか不確定である。(41)(50)(54)(58)(60) ・ 榎尾川ダムは、中流・下流域の治水に対して効率が悪い。(58)(60) ・ 榎尾川の上流にダムをつくっても大川橋以降の水害は防げず、地元住民の生命・財産は守れない。(61) 	意見番号41番ほか4件
	2 代替手法等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備や遊水地、堤防の一部を低くし、水を誘導するなどの治水手法が欧米諸国では常識になっている。(47) ・ ダムをつくらなくとも洪水を起こさせない対策は可能である。(50)(59) ・ 遊水地のほうが氾濫地域により近く、より確実な効果が期待できる。(41) ・ 溢れることを前提にした流域全体での治水対策を進め、森林や水田、ため池などの保全・活用を図るべきである。(54) ・ 蛇行跡地や採石場跡地の遊水地化、下流築堤区間の堤防強化、公共広場の一時貯留地化、宅地・道路等の雨水浸透など、きめ細かい総合治水対策が必要。(58) ・ 総合治水の考えに立てば、経済合理性の視点を入れても代替案はあると考える。(60) ・ 洪水等は下流域の治水を工夫することで危険は避けられる。(61) 	
	3 災害の原因等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害は内水域によるもので、水害発生地域を検証し、最新の土木技術をもってすれば解決できる。(47) ・ 昭和57年当時の災害の実態は板原地区での牛滝川の氾濫による中州地帯の水害であり、ダムがあっても防げない。(54) ・ 被害実態は農業用水路のオーバーフローがほとんどで榎尾川の洪水が直接の原因ではない。(54) ・ 榎尾川上流部は掘込み形式の河川であり、深刻な洪水被害はなく、水害対策は容易で、ほとんどはすでに解消されており、ダムに頼る必要はない。(58) 	
	4 ダムの維持管理等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムをつくってもダムの老朽化による弊害の方が多い。(61) ・ ダム完成後10年で土砂がたまり、以後のダム機能維持が困難となる。(50) ・ 多額の維持管理がかかる不利益を隠している。(47) 	
	5 過去の被害状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和57年当時の被害戸数を53戸としていたのを530戸(うち床上2戸)に訂正し、被害を誇張している。(54) ・ 過去の洪水被害が過大に強調されている。(58)(60) 	

		()内は意見番号	備考
	6 計画高水流量について	<ul style="list-style-type: none"> 計画高水流量(板原橋付近750m³/s、ダム付近85m³/s)は過大な設定であり、妥当な設定をすればダムは不要となる。(54)(58)(60) 	
	7 計画降雨量の算定について	<ul style="list-style-type: none"> 計画高水流量の決定には実際降雨を用いず、古い算定方法である人為的モデル降雨を採用している。(54)(58)(60) 計画降雨量の検討に昭和50年以降のデータを加えると計画降雨量は小さくなる。(58) 	
	8 ダムの危険性について	<ul style="list-style-type: none"> 超過確率(1/200)の雨が降った場合、調節ゲートがないため、ダムがある方が決壊時の被害は甚大になる。(41) ダムによる土石流やダム崩落の危険性を危惧する。(54) 想定以上の降雨や流木で放流口が閉塞した場合にはむしろ危険である。(58) 	
環境問題	1 植林による保水力の効果について	<ul style="list-style-type: none"> 川から飲料水や農業用水を取っており、ダムをつくっても川の水量を一定量確保することはできない。植林による保水力を高める必要がある。(1) 植林地の強間伐で広葉樹の育成を図り、降雨の流出を低減するとともに生物多様性を増進することも緊急を要する事業である。(50)(58) 	
	2 自然等の価値の評価、B/Cの算定について	<ul style="list-style-type: none"> 建設時から撤去までの自然に与える影響がコストとしてB/Cに算定されていない。(41)(54)(60) 単純なB/Cでの判断ではなく、多くの代替案こそ多面的に再検討されるべき。(58) B/Cに自然環境への影響を加味すれば1以下ともとれる値である。(41) 自然の価値は今後急速に高まる。現在の価値で推し量るべきではない。(41) 1400年前に開かれた槇尾山の貴重な文化財と施福寺、貴重な自然の価値を正當に評価し、後世に残してほしい。(54) 過去の洪水被害が過大であり、被害の事実を再検証すれば、B/Cは下がる。(60) 	

		()内は意見番号	備考
	3 ダムによる自然環境破壊について	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設予定地は希少動物の宝庫であり、ダム以外の方法を検討すべき。(49)(59) ・希少動物や多種多様な生物が生息する貴重な自然環境を壊さないでほしい。(61) ・自然環境の破壊、堆砂による水害の誘発、水質の汚濁など自然や生物に与える不利益を隠している。(47) ・ダムによって海の生物にも悪影響を及ぼす。(47)(59) 	
	4 鳥類の調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に貴重な鳥類についての調査を行うべきである。(53) ・オオタカ類の猛禽類調査に関しては、環境省の指針に基づき実施すべき。(53) ・事業実施時の影響評価については、泉州東部農用地開発との影響も併せて総合的に検討を行うべき。(53) 	
事業費・財政状況等	1 ダムの撤去費用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの機能が寿命を迎えた後の撤去費も必要な費用として確保して考えるべきである。(41) 	
	2 事業費の増加について	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設費に農道建設費等を加えて膨らませ、コスト意識が疑われる。(54) 	
	3 補助金の仕組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の要望である道路整備は地方自治体の裁量で行えるよう、国の補助金等の仕組みを変えていくべき。(54) 	
	4 府の財政状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府財政は瀕死の状態であり、ごく限られた財政のなかでダム事業より優先すべき事業は他にある。(60) 	